

平成二十二年二月二日受領  
答弁第三一號

内閣衆質一七四第三一號

平成二十二年二月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山本拓君提出九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成二十二年度のかんがい排水事業費の地区別予算額については、今国会において同年度の予算が成立し、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、財務大臣により支出負担行為の実施計画が承認された時点で決定することとなる。

一の2について

かんがい排水事業九頭竜川下流（二期）地区及び九頭竜川下流（二期）地区（以下単に「九頭竜川下流地区」という。）における十郷一号用水路の整備については、今年度完了予定であるが、九頭竜川下流地区における十郷二号用水路の整備については、平成二十二年度のかんがい排水事業費の地区別予算額が決定していないことから、お答えすることはできない。

二の1について

事業の完了年度については、各年度の予算額等により変動するものであるため、確定的にお答えすることは困難である。

## 二の2について

九頭竜川下流地区に係る整備方針としては、毎年度国会における議決を経て成立し、財源として確保されたかんがい排水事業費の予算額のうち、九頭竜川下流地区に配分された予算額の中で、事業による効果の発現見通しや地元要望などを踏まえ、工事を実施することとしている。